

10月から始まります 公的年金からの市県民税の引き落とし

10月から、市県民税のうち公的年金に係る税額が、公的年金から引き落とされる特別徴収が始まります。

〈対象者〉

老齢基礎年金などを受給している、市県民税の納税義務のある65歳以上の人。対象となる人は、6月上旬に送付した納税通知書の「期別税額（年金特別徴収）」欄に、引き落とされる金額が記載されています。

なお、次に該当する場合は、特別徴収の対象になりません。
● 介護保険料が年金から引き落とされていない人。
● 特別徴収税額が老齢基礎年金などの額を超える人。

〈対象年金〉

老齢基礎年金などの、老齢または退職を支給事由とする年金。

〈対象税額〉

公的年金の所得に係る所得割額および均等割額。
※ 給与所得、事業所得など年金以外の所得に係る税額は、別の方法で納めます。

〈徴収方法〉

特別徴収を開始する平成21年度、または今後新たに特別徴収の対象となった年度は、上半期（4月～9月）は普通徴収、下半期（10月～翌年3月）は特別徴収になります。

【平成21年度、または今後新たに対象となった年度】

年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収		特別徴収		
徴収額	対象税額の1/4	同左	対象税額の1/6	同左	同左

平成22年度以降、前年度から継続して特別徴収する年度は、4月・6月・8月に前年度2月の引き落とし額を特別徴収（仮徴収）します。また、10月・12月・2月は、対象税額から当該年度の上半期の特別徴収額（仮徴収分）を差し引いた残りの額の3分の1を特別徴収（本徴収）します。

【平成22年度以降、前年度から継続して特別徴収する年度】

年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収					
徴収額	仮徴収		本徴収			
徴収額	前年度2月の引き落とし額と同じ額	同左	同左	対象税額から仮徴収分を差し引いた残りの金額を3回に分けて引き落とし		

〈特別徴収を中止する場合〉

次の場合は特別徴収を中止し、普通徴収に変更します。
● 対象の人が、死亡または他市町村へ転出した場合。
● 対象税額が変更された場合。

新たな税負担を生じるものはありません

公的年金からの市県民税の特別徴収は、市県民税の納税方法を変更するもので、これにより新たな税負担を生じることはありません。

〈問い合わせ先〉

税務課課税班
☎ 62-5321

長期優良住宅には

固定資産税の減額措置が設けられました

2分の1が減額されます。

長期にわたって良好な状態で使用するための構造などを備えた、良質な住宅の普及を促進するため、長期優良住宅と認定された住宅に対して、固定資産税の減免措置が設けられました。

〈対象となる住宅〉

平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築され、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に定められた一定の基準を満たしている住宅。

〈減額の内容〉

床面積が50㎡以上280㎡以下の長期優良住宅は、築後5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間）、床面積120㎡を限度として、固定資産税の

〈申告手続き〉

新築した翌年の1月31日までに、次の書類を税務課または各支所税務課分室に提出してください。

● 長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

● 長期優良住宅の認定通知書
※ 認定を受けるには、建築工事中に千葉県県土整備部住宅課住宅政策室（☎ 043-223-3255）に申請が必要で、審査が終了すると、認定通知書が発行されます。

〈問い合わせ先〉

税務課資産税班
☎ 62-5323

